

大 公 審 答 申 第 9 1 号
平 成 2 8 年 2 月 3 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 吉 田 祐 治

大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴う本人確認情報の
利用範囲の拡大等について（答申）

平成28年1月21日付け市振第2757号で諮問のありました上記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

諮問のあった事項については、住民基本台帳ネットワークシステムの目的である住民の利便性の向上や行政事務の効率化の観点から、住民基本台帳法第30条の13第1項の規定に基づき市町村長へ本人確認情報を提供することや同法第30条の15の規定に基づき本人確認情報の利用事務等を設定することは妥当であると認められる。

2 審査会の意見

本人確認情報の利用及び提供に当たっては、本人確認情報の保護に最大限の注意を払い、引き続き、セキュリティ対策への積極的な取組をお願いしたい。